

第5回 福岡市学校給食センター再整備基本構想策定委員会 議事録

1 開催概況

日 時：平成22年2月26日（水） 10:00～12:00

場 所：学校給食センター（那の津） 給食会館会議室

出席委員：竹下輝和委員長，一井貴子副委員長

藤本一壽委員，吉村祐二委員，多比良啓子委員，

神美代子委員，飯田光夫委員，則松和哉委員，

児玉隆三委員 （以上9名）

欠席委員：大部正代委員，小田隆弘委員，大石桂一委員，吉嗣修次郎委員，

入江哲郎委員 （以上5名）

教育委員会事務局：7名

2 議事録（要旨）

(1) 報告1：第4回議事録について

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して特段の意見はなかった。

(2) 報告2：スケジュールについて

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して特段の意見はなかった。

(3) 議題1：事業手法の検討（簡易VFMの算定結果）について

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

(ア) 人件費の削減で VFM を向上させるという想定は基本的に避けるべきではないか。

(イ) コストは既往事例により削減率が算定されているが、その根拠を明らかにすべではないか。また、算定過程は市民にも分かりやすくしておく必要がある。

(ウ) LLCR がいずれの方式でも 1.2 程度と若干低い、需要リスクが小さいからということか。

※LLCR (Loan Coverage Ratio)：金融機関にとっての融資の安全性への評価指標として、本事業の融資に対する事業者の返済能力を表す指標。借入期間中の金利償却前税引き後利益の現在価値を借入金で除した数値で、簡潔に言えば、事業期間中に得る純利益総額をもって、事業者側の借入金と利子の全額の返済が可能かを評価するもの。最低でも LLCR $\geq$ 1.0 ないと事業が成り立たないこととなる。

(エ) DB と BTO（維持管理型）、及び DBO と BTO との VFM の差を大きいと見るか、

小さいと見るかで判断は変わるが、これは運営体制等を含めた定性的要因と合わせて検討すべきと考える。

(オ) 過去の事例等を考えると、今回の簡易 V F M の数値は低いのではないかと。

ウ 上記意見等について、事務局から項目毎に下記のとおり説明・回答等があった。

(ア) 包括的に民活手法を用いる方式（DBO 方式、PFI 方式(BTO、BOT)）と比較して、運營業務に公社を含む民間委託を用いる方式（DB 方式、PFI 方式(BTO 維持管理型)）は前提条件に現状での公社人件費を含んでおり、今後の正規職員比率の引き下げ等に伴う合理化を織り込んでいないことから、前提条件が異なる状況での数値比較となり、このため V F M が低い数字になるため、公平に評価するための指標として合理化を進めた結果の人件費削減分を考慮した場合を、考慮しない場合と併記して表示した。

(イ) 今回の簡易 V F M の算定は、基本構想としての簡易 V F M であり、既往事例により設定しているが、客観的判断で算定されるように配慮した。また、本資料に参考資料を添付し、説明の仕方も含めてできるだけ専門的にならないように努めたが、必要があれば補足説明等で対応していきたい。

(ウ) お見込みのとおり。給食センター事業は民活手法としては一般化しつつあり、また破綻事例も無いことに加え、需要リスクについては比較的少ないものとする。

(エ) ご指摘のとおり。試算であり、これをもって結論づける決定的要因ではないと考える。したがって、簡易 V F M の結果については指標の一つとして、その他の定性的要因等を併せて検討していく必要があると考える。

(オ) 既往事例の V F M も徐々に小さくなってきている。正規職員比率の 35% も含めて、妥当なところではないかと考えている。

(4) 議題 2：運営体制の検討について

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

(ア) 「給食物資調達については市が担保すべき重要な役割」としているが、市が直営でもつということか。

(イ) 人件費単価の切り下げを前提とすべきではない。

(ウ) シミュレーションを全センター公社、全センター民間委託、及び第 2 センターのみ公社委託の 3 パターンでしか検討していないのはなぜか。

(エ) 正規職員比率の目安を 35%としているが、適正なのか。

(オ) 事務局として公社のあり方についてどの様に考えるか。

(カ) 現状の維持管理はどの様にされているか。民間にさせるとどの範囲になるか。

(キ) P F I 方式には複数の破綻事例があるが、大丈夫なのか。

ウ 上記意見等について、事務局から項目毎に下記のとおり説明・回答等があった。

(ア) 市が担保すべきと言うのは、関与のあり方について十分に留意する、ということであり、実際には安全性確保等の点等からコストメリットが期待できないことや、将来の物資調達に支障が生じる恐れがあることから、これまでの実績等を踏

まえ、給食物資調達については学校給食公社を活用することが妥当だと考えている。

- (イ) 業務効率化の一環として検討が必要と問題提起をさせて頂いたが、最終報告案においては触れておらず、ご指摘のとおり前提ではないと考える。
- (ロ) 様々なシミュレーションができるが、市の給食調理業務の公的担保と公社の人員の強制的整理が起きないことの両面からシミュレートした第2センター10,000食案について、特記的に触れている。
- (エ) コンサルタント会社からの他都市事例聞き取り等により設定しており、現実から乖離してはいないと考える。
- (オ) 学校給食については全国的にも民間委託が進み、民間委託への肯定意見は強くなってきている。本市においても調理業務を含めて民間委託導入の検討を行ったが、今回の再整備において全面的に民間委託に切り替えることについては、市の基本的役割及び機能で整理した市として担保すべき機能の確保の面からは一定部分の公社活用が好ましいものとする。

一方で、福岡市学校給食公社については、「運営体制の検討」で分析したとおり効率化について検討の余地がある。今後一定部分の調理業務に公社を活用するにあたっては、運営費を圧縮できる体制を構築していかなければならないため、公社に対しては効率化を含めた中期経営計画の策定を指示しているところである。

これらの状況も踏まえながら、今後の方向性については検討していきたい。

- (カ) 市と公社で分担して行っている。基本的には建築設備は市が、調理機器は公社が行っている。PFI（BTO）維持管理型の場合では、調理機器は難しいのではないかと考えている。
- (キ) 福岡市の事例も含めて4件を把握しているが、営業活動を要する事業で収入が採算に達せずに破綻している。給食センターについては収益事業ではないため、PFI事業での破綻は基本的にないものと考えている。

(5) 議題3：最終報告書（案）について

ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。また、第1センター事業方式について事務局提案として掲載している旨の説明があった。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

- (ア) 第1センター事業方式についての結論は、これまでの検討経緯や今回の資料からは導き出せないのではないか。また、個別事業の事業方式の特定までも基本構想策定委員会で行う必要があるのか。
- (イ) 各事業手法の整理の表に先ほど整理したVFMが出てきていないので、載せるべきだ。
- (ロ) 候補地を列挙するよりも、パターンの優位性が明らかであるならば、パターンを決めてはどうか。

ウ 上記意見等について、事務局から項目毎に下記のとおり説明・回答等があった。

(ア) V F M等の定量評価やこれまで整理した定性評価から結論を導き出してみたが、結論には議論が足りないかもしれない。ここについては一旦削除し、考え直して、次回会議に提出する。

(イ) 次回掲載する。

(ウ) パターンを絞ってしまうことは用地取得の確実性が担保できない限りは難しい。パターンを限定するのではなく、ある程度柔軟に対応できることを想定することが必要と考えた。

以上